

## 左京みらいデザイン会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 京都市地域コミュニティと市民参加に関するビジョンに規定する「区まちづくり運営方針」の策定及び推進について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「左京みらいデザイン会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### (委員)

第2条 会議に参画する委員は、学識経験のある者及び左京区のまちづくりに関わる者の中から左京区長（以下「区長」という。）が選任し、就任を依頼する。

2 前項の規定に関わらず、区長は公募による委員を若干名選任することができる。

3 前2項の規定により参画する委員の人数は、10人以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員からの辞退の申し出等により欠員が出た場合、補欠の要否は区長が決定する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (座長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちから会議の座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (開催)

第5条 会議は、区長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、専門家等の会議への参加を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、左京区役所地域力推進室において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、区長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年1月28日から施行する。

### (任期の特例)

第2条 第3条の規定に関わらず、この要綱の施行日が属する年度に就任を依頼する委員の任期については、就任を依頼した日から令和9年3月31日までとする。